

**令和元年第4回七戸町議会定例会  
会議録（第4号）**

令和元年12月6日（金） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第24号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 議案第77号 七戸町森林環境基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第79号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第80号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第81号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第82号 七戸町営スキー場に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第83号 七戸町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第84号 七戸町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第85号 七戸町公共用施設維持基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第86号 七戸町立城南児童館設置条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第70号 令和元年度七戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第71号 令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第72号 令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第73号 令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第74号 令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第75号 令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第76号 令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第87号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について

( (仮称) 天間林児童センター)

- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について  
( (仮称) 城南児童センター)
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 土地売買契約の締結について
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更に  
ついて
- 日程第 2 3 報告第 2 5 号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及  
び評価 (平成 3 0 年度事務事業分) に関する報告について
- 日程第 2 4 委員会報告書について (各常任委員会及び議会運営委員会)
- 日程第 2 5 閉会中の継続調査申出書について (各常任委員会及び議会  
運営委員会)
- 遡程第 1 議案第 9 1 号 七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 遡程第 2 議案第 9 2 号 工事請負変更契約の締結について  
(天間林中学校屋内運動場大規模改造工事)
- 遡程第 3 議案第 9 3 号 七戸町副町長の選任につき同意を求めることについて

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員 ( 1 6 名)

|     |       |           |     |       |           |
|-----|-------|-----------|-----|-------|-----------|
| 議 長 | 1 6 番 | 瀬 川 左 一 君 | 副議長 | 1 5 番 | 盛 田 惠津子 君 |
|     | 1 番   | 中 野 正 章 君 |     | 2 番   | 山 本 泰 二 君 |
|     | 3 番   | 向中野 幸 八 君 |     | 4 番   | 二ツ森 英 樹 君 |
|     | 5 番   | 小 坂 義 貞 君 |     | 6 番   | 澤 田 公 勇 君 |
|     | 7 番   | 宍 清 悦 君   |     | 8 番   | 岡 村 茂 雄 君 |
|     | 9 番   | 附 田 俊 仁 君 |     | 1 0 番 | 佐々木 寿 夫 君 |
|     | 1 1 番 | 田 嶋 輝 雄 君 |     | 1 2 番 | 三 上 正 二 君 |
|     | 1 3 番 | 田 島 政 義 君 |     | 1 4 番 | 白 石 洋 君   |

---

### ○欠席議員 ( 0 名)

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

|         |           |                  |           |
|---------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長     | 小 又 勉 君   | 副 町 長            | 似 鳥 和 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 中 野 昭 弘 君 | 支 所 長<br>(兼庶務課長) | 加 藤 司 君   |

|   |         |                     |       |
|---|---------|---------------------|-------|
| 企画調整課長<br>(兼地域おこし総合戦略課長)                        | 田嶋邦貴君   | 財政課長                | 金見勝弘君 |
| 会計管理者<br>(兼会計課長)                                | 原田秋夫君   | 税務課長                | 附田敬吾君 |
| 町民課長  | 原子保幸君   | 社会生活課長<br>(兼城南児童館長) | 小山彦逸君 |
| 健康福祉課長補佐<br>(兼市庁舎支援センター所長補佐・<br>天間老人福祉センター所長補佐) | 鳥谷部伸一君  | 商工観光課長              | 附田良亮君 |
| 農林課長  | 鳥谷部勉君   | 建設課長                | 仁和圭昭君 |
| 上下水道課長  | 井上健君    | 教育長                 | 附田道大君 |
| 学務課長  | 鳥谷部慎一郎君 | 生涯学習課長              | 田中健一君 |
| 世界遺産対策室長  | 甲田美喜雄君  | 中央公民館長              | 高田博範君 |
| 南公民館長<br>(兼中央図書館長)                              | 高田美由紀君  | 農業委員会会長             | 天間俊一君 |
| 農業委員会事務局長                                       | 三上義也君   | 代表監査委員              | 野田幸子君 |
| 監査委員事務局長  | 天間孝栄君   | 選挙管理委員会委員長          | 新館文夫君 |
| 選挙管理委員会事務局長                                     | 原子保幸君   |                     |       |

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 天間孝栄君      事務局次長 中村孝司君

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがいまして、令和元年第4回七戸町議会定例会は成立しました。  
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
これより、12月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第24号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第24号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。  
したがいまして、報告第24号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。
- 

○日程第2 議案第77号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第77号七戸町森林環境基金条例の制定についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号七戸町森林環境基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第3 議案第78号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 議案第78号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第4 議案第79号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 議案第79号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第80号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 議案第80号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第81号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第81号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第82号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第82号七戸町営スキー場に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号七戸町営スキー場に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第8 議案第83号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第83号七戸町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号七戸町下水道条例の一部を改正する条例については、原

案のとおり可決されました。

---

○日程第9 議案第84号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第84号七戸町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番。

○10番（佐々木寿夫君） これを見ていくと、10立方メートルまで一般用が200円引き上げになっているのです。先ほどの下水道条例のところもそうなのですが、一般用が200円引き上げになっているのですが、集落排水処理事業、なぜ200円引き上げするのか理由を伺います。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（井上 健君） お答えします。

まず、料金改定に当たって、ことしの10月23日に、七戸町上下水道事業の経営審議会を行いました。それで、料金の設定の方法なのですが、下水道事業における使用料の適正化ということで、使用料単価が使用料原価を回収できない事業にあっては、立米当たり150円の設定にすることが望ましいこととなっています。そこで、10立米当たり1,400円と、その次の段階である10立米を超えて30立米を超えたものに対しては160円ということで、20立米に換算すると150円の設定となっています。そこを設定して、まず基本料金の10立米当たりを1,400円と設定しました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 先ほど伺えばよかったのですが、下水道条例のほうも引き上げになっているのですが、これはどうして200円、下水道のほうも引き上げにしていますか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（井上 健君） お答えします。

先ほど申しましたとおり、同じ理由なのですが、下水道も農業集落排水事業の使用者ととも七戸町民であるということから、同一の料金設定としたところでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号七戸町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第85号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第85号七戸町公共用施設維持基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番。

○12番（三上正二君） 勉強不足で申しわけないのですが、今まで全額取り崩したから廃止すると。では、今までどういうことに使われてきたのですか。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） この基金ですけれども、鷹山宇一記念美術館の施設の維持管理基金として、平成5年度に県の電源立地地域対策交付金の3,000万円を活用して積み立てたものでございます。これまでにボイラー改修工事とか外壁の改修工事を実施してまいりましたけれども、昨年度、屋根の改修工事を行いまして、これに残額の約2,400万円全て取り崩して、その工事に活用したということから、この基金を廃止するということとなります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） たまたま鷹山宇一美術館だけに使った基金だからということなのですかけれども、こういうたぐいの公共施設というのは、これから鷹山宇一美術館でもそのようなのですけれども、そういうのは基金がなくてもいいのですか。どういう形で、修理とかそういうのがあったらやるのですか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

公共施設の修繕、大規模なものから小規模なものまでであると思うのですが、まず、鷹山宇一記念美術館の基金を積んだ理由については、先ほど生涯学習課長からあったように、財源もそういったものに限られたものであったので、まず基金を造成して、鷹山宇一記念美術館のために使いました。

その他の施設はどうするかという御質問ですが、今、庁舎の建設基金は別個に設置し

ておりますが、他の公共施設全般に係るための基金は造成しておりません。ただし、そういったものを今後、公共施設等の総合管理計画をさらに進めていくのですが、そういった中で出てくる場合には、基金の造成も視野に入れて財政運営に努めていかなければと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号七戸町公共用施設維持基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第86号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第86号七戸町立城南児童館設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号七戸町立城南児童館設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第12 議案第70号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 議案第70号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページから14ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

15ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、2款6項1目監査委員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、20ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、25ページ、6款2項1目林業振興費まで、発言を許します。

11番。

○11番（田嶋輝雄君） 24ページ、6款、経営所得安定対策直接支払推進事業費、ここに当てはまるかどうかわかりませんが、それに関連した形で質問させていただきます。

まず、町長は前に、米の製造販売はどんどん厳しくなる。そういう考えの中で、新たに販売を見つけて産地形成を構築したいという考えがありますけれども、その点について、まず一つ伺いたいと同時に、それが11月15日、我が町の米が出荷されたという内容になっております。そのところを詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

米の生産状況について、非常に厳しい状況であるというところで、食用米の価格は平均的に推移しているところがございますけれども、今後、自主的な取り組みで価格動向を見ながらということで、生産のほうをしていかなければならない状況で、町としては、ことしから輸出用米、主にシンガポール、東南アジア系でございますけれども、出荷先ということで、経営所得安定対策において、輸出用米の取り組みを図っているところがございます。

ことし、輸出用米の取り組み面積は約57ヘクタールで、全農系が37ヘクタール、業者系が20ヘクタールということで取り組みを実施しているところがございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

2015年から米価が実は下がらないと、下がるのではないかとということだけれども、5年連続でむしろ上がっていると、そういう状況と。こういう事態は恐らくないだろうと

いう想定はいたしました。ところが飼料用米を設定して、去年から減反政策が廃止になったということで、恐らくこれである程度下がるのではないかと思いますら、飼料用米が意外と価格維持の役割を果たしている。ただ、これはいつまでも続くとは思っておりません。いずれ下がるだろうと。そういったものを前提にしていくと、今度、国内の産地の間の競争というのは非常に激しくなると思っておりまして、そうしたら国でちょうど、いわゆる海外、いろいろな農産物の輸出ということへの補助というのがありまして、米にもあると。

そこで、将来の下落、そういったものをまず前提として、先に市場を開拓しておくべきだと。ちょうど全農でもやるということですが、当初は、農機具メーカーのクボタがやるということでありまして、現地で精米工場を持っている。相当研究もして、現地の状況を把握しているということでお話がありまして、ではそれに乗ってきましょうということで、とりあえずは20ヘクタール。実は、全農が後で手を挙げたものですから、後出しじゃんけ的なもので、1俵当たり1,000円ぐらい高く買いますということで、そっちに結構流れましたが、果たしてこれがそのまま続くかどうか。ことはもう既に出荷していますので、その評価を見ながら次年度しっかりした取り組みをしていきたいと。

それから、実は紙袋、小売用の5キロなり10キロなりの、七戸の七というデザインした、それが大体できておりまして、県内で集める米、全てはこの袋で販売しますという実は約束もいただいております、非常にこれから有利になるのではないかと思います。ただ、国内の価格動向によりけりということになると思います。このままずっと高いのであれば、なかなかこっちは非常に厳しいと。

ただ、国はまだ当分は、こういった輸出補助、それから県に対して、もう少し上乗せした補助をお願いということで、これは要請をしております、いち早く市場開拓と、そういった意味も含めて、今、取り組んでいる最中ということです。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） ただいま町長の答弁がありましたけれども、県内産の米を「七」のパッケージという表現でございましたけれども、町の出荷する米のパッケージを、それでほかと区別して販売したいということで進めているところでございます。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 私自身も米そのものは、このまま価格が維持されるとは思っておりません。むしろ今のうちに我が町のブランド米という形の中でつくっていけるのならば、これにこしたことはないのではないかと。本当に七の袋が我が町の米になってほしいと願っております。

たまたま私も担当者と会う機会がございまして、お話を聞きましたら、「七戸さん、もっともっと米をよこしてください」と、今のところ12万5,000円前後と、国が何割、県が何割で、我が町もそれなりの割合があるということでございます。12万円前後の価格になっておりますので。そういった意味では、これから大いに私も期待している

し、町はもっとPRしてほしいなど。やはりこういうふうなことがあるからということで、将来のことも考えたならば、町もしっかりとした取り組みで臨んでいかなければならないと私は思っております。町長、その辺のところは、何かかにかの形で生産者にPRしていただきたいと思えます。

あとは、新規就農のことでお伺いしたいと思います。

平成24年度に事業を組んで計画されましたけれども、平成26年で所得に応じて150万円から減額していくという内容で、せっかく若い新規就農される方が頑張ろうかなというやさきに、そういう見直しをされて減額されておりました。我が町では50万円という形で支援するというものでうたっておりましたけれども、残念ながら途中でかなり別の形の中で支援対策をとっているようではございますけれども、私は、当初平成24年度に50万円という形で支援するということをもっともっと、将来の後継者が出た場合においてもやはり継続すべきだと私は思えます。そのところをもう1回再考して、これに取り組む意思がありますか、あるいはまた、検討する余地がありますか、そういうことをお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成24年度より青年就農給付金ということで、国のほうで新規就農者向けにこの制度がスタートしております。スタート当初は、上限の所得だけを設けて、年間150万円の交付ということでスタートしております。そして平成26年度、農業次世代人材投資事業費補助金ということで名称変更したときを契機に、一律250万円以上の所得で交付なしという制度から、所得100万円から250万円の所得までの間の人に関しては、段階的に交付金を減額しますという制度に変更になっております。

町のほうとしましても、平成24年度から国の事業だけでは定着することが難しいという判断のもと、新規就農者に町単独でも補助して、何とか農業後継者を確保していきたいということで、同じく50万円の交付金という形でスタートしています。

ただ、国のほうの施策変更のときに、所得に応じた交付金の交付ということになりましたので、継続すると町のほうも国のほうの交付金の要綱に沿って、単独の交付のほうを要綱化しておりましたので、当然所得がふえていくと減額交付になるので、就農間もない方々は、年度年度で設備投資を考えているということで、交付金という形から機械補助であるとか施設整備、諸材料費というものに使えるように、50万円の範囲内の中で、そういう事業に交付を変更しますというふうに変更した経緯でございます。

また、国のほうでは、今年度さらに制度の見直しを実施しまして、年齢要件が45歳から50歳に引き上げしておりますけれども、今度は、採択要件としては、新規就農者の所得だけにかかわらず、その世帯の前年所得が600万円以下の世帯でないと交付しないというふうな制度変更になっております。

議員、先ほど前の交付金制度に戻せないかということでございますけれども、単なる交付ということになると、所得の状況に応じて減額されるということでもございますので、

新規就農時、5年間でございますけれども、認定新規就農者の無利子の貸し付けであるとか、そういうのを使いながら、さらに借入金の減額ということで機械補助、さらには一般農業者と同様に、野菜生産力のほうでの補助も対象にしておりましたので、その辺のところで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 要するに同じ補助でも割合によって、2分の1とか3分の1とか、そういう形の中で町も補助するような形になりますので、本来ならば、最初にやった平成24年度に全額の50万円という形の中でやってくれば、少しでも、金額でありますけれども、助かるのではないかなと私は思っておりますので、そのところの町長の取り組みを期待したいと思います。

もう一つ、25ページの6款1項17目のところでございますけれども、多面的機能支払事業費です。この団体は今のくらいの団体になりますか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

現在の組織数でございますが、11組織で構成されております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 実はこの中の一つの団体、恐らく議長のところにも行っているということの中で、私どもの団体も一つかかわっているのです。

そこで、私たちが運営する中において、国からの助成が来ないと、事業採択しても支払いが来ないとなかなか事業が先に進まないというのが現状なのです。実際、私たちの地域は、このように今は冬になりましたと言っても過言ではないと。その前に、農家の人たちは10月の中ころあたりになると、ほとんどのところが米は刈っておりますので、その後、用水だとか排水だとか、さまざまな事業を展開して、整備しようと思っても、その補助金が入ってこないことには先に進まないのです。南の国と違うところはそこだと思う。そういった意味では、事前着工はできるのかできないのかといったら、できないというふうなお話でございましたけれども、こういった実情を、担当課だけで要請するのは無理だと思いますけれども、そこは町長が何かの形の中で強い要請をしていただきたいと思えます。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 国のお金でありますから、もちろん事前着工といったものは現に禁止されているということですが、今までは、東北農政局、町との懇談会と、いわゆる県内の各首長が、そういう会議の場がありました。最近はなくなりました。

そこで、今おっしゃったことですが、当然実態はよくわかります。ですから、今の話を通すとすると、青森のいわゆる国の出先、センターのほうに協議をしてみます。申

し入れをします。やはり実情というのはよくわかりますので。果たして、国の制度ですから変えることはできるかどうかわかりませんが、できるだけ変えてもらうように、実態に即した交付といったものをお願いをしてみたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） その関連の中で、町では大体25%という補助をしているわけですが、やはり町も、国が来なければ出さないという形ではなくて、やはり町は単独で、25%の100%出してくださいという意味ではなく、やはりそれに近い形の中で、事業を早くやったほうがいいのではないかとということで、私は出してもいいのではないかと、私はそう思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

この事業に関して、交付決定、国、県の事業費の支払いというものについては、議員おっしゃるとおり若干遅いのかなという感じがしております。ただ、町としましても、11組織、団体に対して、事業が適正に完了していただけるように、交付決定が国、県より来た段階で、国、県の75%相当分が振り込まれる前に、財政当局と協議して、国、県分を町が一時立てかえ払いする形をとって、実際にお金が入ってくる二、三カ月前に立てかえ払いしている状況でございます。

ただ、それでも交付決定が出た後ということになりますので、どうしても、せいぜい1カ月、2カ月早い段階での交付ということになっておりますので、先ほど町長の答弁があったとおり、事前着手届けができるとか、概算の支払いがある程度できるというふうな形で、実際に事業が降雪前に完了できるような体制にしてほしいという要望は上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 25ページ、6款農林水産業費、2項1目林業振興費についてお伺いします。

先ほどの議案第77号で、森林環境基金条例の制定について、皆さんで承認いただきましたけれども、森林環境税及び森林環境譲与税は、今年度から全国民から徴収するようになりました。我が町にごらんとおり918万5,000円交付されましたけれども、新しい税収があるものですから、町ではどのような計画をしているのかお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

まず、森林環境税でございますが、令和6年度から森林環境税のほうが、一人一人から1,000円納めてもらうような形でスタートするとお伺いしております。

ただ、森林環境譲与税に関しては、新しく森林経営管理法が平成30年に成立いたしま

して、森林管理していく上で、要は私有林についてどういう管理をしていくのか、自分で管理ができるのか、そういう方に関しては心配は要りませんが、自分で管理できない場合、そこに町なりが中に入って、管理していく方々との橋渡しをしていくという森林管理法でございますが、そのときに意向調査であるとか、計画を立てる上でいろいろな支出が伴いますので、森林環境譲与税のほうが、今年度、5年間前倒しして支給していきまうということになりました。

町としましては、これからそういう意向調査であるとか、里山づくり、そういったものと、あとは担い手育成であるとか児童・生徒の山に関する教育への活用、そういったものを考えながら、これから順次計画していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 森林環境税は、令和6年から全国民から1,000円の徴収となります。そして、環境譲与税に関しては、昨年度からでありまして、これは大いに結構なことだと思います。

というのは、私は、日本の国、また、我が町におきまして、治山治水、この事業はとても大事なことだと思います。水源の確保、また、川や海の環境を守るためには、山はとても必要なことだと思っております。先ほど課長がおっしゃったように、児童たちにも山の大切さを教えるようなものをやりたいということで、これは多いに広めたいと思っております。我が町も6割が森林でございますので、その環境についてはもう少し町も力を入れていただきたいと思っております。

また、この使い道については、いろいろと後でお聞きしたいと思いますけれども、これからはもっと町の森林も大切にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、25ページ、7款1項1目商工総務費から、28ページ、9款1項2目非常備消防費まで、発言を許します。

9番。

○9番（附田俊仁君） 25ページ、5目の駅周辺施設管理費に関してなのですが、先般、有料化に伴い、思った以上にいろいろな効力というか効果が出ているというふうに感じております。それで、収入も当然上がってくるわけですが、以前の説明によりますと、駅周辺、道の駅も含めての維持管理費に充当したいというお話だったように記憶しています。新幹線の七戸十和田駅は、皆さん御存じのとおり北は大間、西は青森、南は十和田、東に関しては三沢、おいらせ方面ですか、広範囲にわたって私どもの駅を使っているという実情だと思っております。

本来、町の施設で町が費用を出しているわけですが、料金の徴収そのものは、駅の利用

者から徴収いただいているという大前提がございます。七戸町が本来、昔の話をすると、雑穀業が非常に盛んなわけです。今でも結構、他町村にはないぐらい雑穀業の方々がいらっしゃるのですが、なぜかといえば、要は、七戸が地理的にはとても優位性を持っていて、周りの近隣の町村の方々との取引において、七戸町が成り立ってきたという今までの流れがあると思うのです。それを考えたときに、七戸十和田駅というものは、当時の経済の流れをまた呼び寄せる、呼び起こすための起爆剤になり得るという位置づけだと思っています。

そう考えたときに、有料化の還元の仕方、駅を使ってもらうことに対する還元の仕方として、私は、無理だというようなお話は何回もあるのですが、立体駐車場の建設というものを、すぐではなく、基金を立ち上げて、目標金額に達成したら着工に着手しますというような未来ビジョンを打ち立てていければ、それが七戸町の、看板1枚立てて、こういう基金を立てます。仮に1億円たまったら事業に着工しますみたいな広告板をつくることによって、七戸町が他町村の住民に対して、これだけオープンですというアピールになり得るのかなというふうに考えているのです。

今すぐに、金額も相当張るものですから、体育館の建設を控えて財政も厳しいのは重々承知しているわけです。それも含めて、未来に投資をしないのかといたら、それはやっぱり投資は必要なので、そのための段取りづくりというか、情報発信というものがとても大事だというふうに考えるのです。

補正予算の中で、収入の補正はないわけですがけれども、1年間回してみても、どの程度の金額があって、職員の給料は別として、係る費用はその中から出すとして、それでももし残るのであれば、さっき廃止した基金条例みたいな形の条例の設置というものが考えられると思うのですけれども、町長、どう思いますか。多分、副町長がこの件については詳しいのか、私案でも構わないので、答弁願えればと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 大変ユニークな発想でありまして、実は駅周辺整備で、駐車場のときは、立体駐車場も検討いたしましたけれども、当時49億5,000万円、軀体を合わせて60億円ということの中で、やっぱりこれは無理だと。当時補助金使っていますから、今の駐車場の中に立駐というのは無理であります。しからば、どこに建てるのと。実は、それを前提にしたというよりも、いわゆる新しい体育館の用地に、駅利用者の駐車場も併設するということにはしております。

そのためにはいろいろ検討もしてきましたが、基金をつくってということですがけれども、その前に、公共用地の集約ということで、いわゆる畜協用地、それは、基金を少しですけれども、今積み上げている最中ということですよ。

そうなってくると、今の駐車場から外れた部分のどこに建てるかというのなかなか思いつかないといえますか、一等地になりますし。一応意見としては、じっくり検討はしてみますけれども、立体駐車場の設置に向けての基金とか、そういったものは、今のところ

私は無理かなと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今の駐車場の件なのですけれども、先般、4泊ぐらいとめていったのです、駅の駐車場に。料金が当然発生して、あのおとき1,100円だかだったのです。最終便で来たら、千円札がないわけです。五千円札を入れも受け付けない。一万円札もだめだ。そのうちに、夜中の11時半なので、車が3台も4台も並んだわけです。どうにもならず後ろの人に1,000円ありませんか、五千円札を両替してくれませんかと言ったら、3,000円ならあるけれども、あとはない。その次の3台目、4台目に行きました。よく見たら細かい字で確かに、5,000円とか1万円は使えませんかと書いている、確かに書いている。その辺のところは、もう少し大きい看板を立てるか、何とか両替機、夜中の11時半だと、どこにも行きようがなく、そうすると車がぞろぞろ並ぶし、何とかならないものですか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

8月から有料化して、支払いの関係で若干のトラブルの種類があるのですけれども、一番多いのが、お金はあるのだけれども払えないという、高額紙幣を持った方たち。もう一つ多いのは、チケットをなくしたというようなことです。これに関しては、やれる対策はしようということで、メーカーに問い合わせましたら、高額紙幣を使える精算機というのは基本的にないそうです。機械はあるのだそうです、高いけれども、特注というか。東北以上の新幹線があるような都市の駐車場でも、基本的に高額紙幣は使えないそうです。そういう設定にしているのだと、防犯上。

しからばどうするかということで、今、交流センターに両替機を置いています。ただ、交流センターが閉まってしまえば使えない。あるいは北側から使った人たちは両替機があるかどうか分からないということで、何とかしたいということで、JRの七戸十和田駅の駅長に、交流センターにある両替機を駅の開札を出た、南北に出る通りに置かせてほしいという交渉をしています。それがオッケーが出れば、基本的には、最終で来た方も両替機を目にする。あるいは案内に、両替機はここにありますというのを設置して、何とか少しは解消できるのかなという方向でいます。恐らくこの駅でもみどりの窓口等に、両替をお願いしますという方がいるのだそうです。JRのほうでも両替機があること、こちらでも両替機がそこにあることというのはお互いにいいことなので、恐らくオッケーという返事が出ると思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） それはそういうふうに見えるようお願いしたい。その前に、あそこに、これは高額紙幣は使えませんかという大きい看板、これならすぐにでもできる。

要するに、覚えていればいいけど、わざとお金を持たないという人はいません。そういうのをちゃんとわかるようにして、大きな看板でも立てて、これはあしたにでもすぐできる話なので、お願いします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、28ページ、10款1項2目事務局費から、33ページ、13款1項6目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般あたり、発言を許します。

12番。

○12番（三上正二君） 24ページの15節東八甲田ローズカントリーですけれども、それに関連して、指定管理というものがあります。この後の議案にも指定管理というものが出てくるのですけれども、いろいろな形で、もともとはなかった。10年ぐらいになるのか。指定管理の基本というのは、そういう形はどういうふうになっていますか、総務課長、教えてください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

指定管理制度というのは、総務省のほうでつくった制度ですけれども、指定管理者制度というのは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための公の施設、これについて、民間事業者等が持っているノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくということで、施設の目的を効果的に達成するために設けられた制度が指定管理者制度というものです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今話したことが指定管理のバイブルというか、基本的なベースの考え方です。それによって、各課でいろいろ指定管理しているのが、社協のほうもあるだろうし、いろいろなローズカントリーもそうでしょう。この基本のベースが成り立ってこそ物事はあるのです。

そこで、平成27年12月定例議会、今から4年前ぐらいのときの議事録があるので。そのときも指定管理というが出てきているのです。そのときは農協のことで、その一部を抜粋したものを言います。

これは附田議員が話したことなのですけれども、会検で話していました。指摘されました、ありますかと、当時の農林課長は、会検のほうから実態が、相手からという指摘がされてます。そういう指摘があつて、それから、それは採決にはなっているのです。

そのときには、附田議員が賛成討論をしているのです。その一部を言いますと、「農協に限らず本来行政が携わるべき建物、施設云々、不特定多数の人間が利用するのは公共

性が高いというふうに言われている。そういうものが指定管理の対象になります」と。途中飛ばすけれども、「自立自営、自立があつて初めて自営が成立する。自営して初めて自立するところの観点もありますし、今回は指定管理、これから5年間お願いをするけれども、この5年のうちに、事業主、事業主体が本来持つべきところに移譲をして、自立自営を促進するという条件を付して、今回は賛成します」という下りがあるのです。

そこで、農林課長に伺います。農林課長、天間林地区、七戸地区に指定管理はいっぱいあると思うのです。そのうちの、本来の目的、農協とか、そういうことを私は今聞きたいと思っているのです。そういう施設はどれくらいあるのでしょうか。

それから、その後に町長から答弁がありまして、平成27年のときです。指定管理選考委員会でもこういうふうに言われています。会検でも引っかかっています。それと、非常に強い指摘がありましたように、その辺で、そういうふうな無償譲渡を何とか進めていきたいと思っていますというふうに答弁しているのです。これは平成27年です。そろそろの形ですから、それがどういう形で経過がなっているのか、今3月ですから、年度も3月いっぱい終わりますので、その辺を農林課長が答えてから、町長に答弁願います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

農協関連の指定管理でございますけれども、全部で7協定、10施設になっております。内訳といたしましては、ゆうき青森農協が5協定の8施設、十和田おいらせ農協が2協定の2施設となっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 平成27年当初、条件を付して賛成していただいております、その方向で今、鋭意汗を流しながら、いわゆる無償譲渡なり、指定管理でない方向、特に会検の指摘というのがありました。かつての時代、農業振興の一つの方策ということで、事業実施主体が行政になって、無償で使わせて、これは指定管理制度になる前でありましたけれども、それ相応の効果が出ましたけれども、時代が変わって、やはり不特定の少数の利用と、いわゆる公共施設にはなじまないやり方ということになっていまして、その辺は、今それぞれJAと、主体が農協ですから、JAといろいろ協議をして、何とか、いわゆる無償譲渡。ただし、国の補助金を使っておりますので、県なり国との協議も、当然事業実施主体の変更というのもあります。いろいろ手順を踏みながら、できればそういう方向で持っていくように精いっぱい努力してまいります。今は2施設が、大体いいでしょうということで、ゆうき青森とはお話ししていますが、そのほかまだいっぱいありますので、そういう方向で頑張ってまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） とりあえず、今定例会で話して、来年から2施設は譲渡という形になる。それはそれでいいのですけれども、その後の施設は、4年間あったわけですか

ら、平成27年からずっとあるのです。それはすぐには解決できないものもあろうと思います。それは、いつごろどういうふうな形で計画というか、目鼻をつけるつもりなのか。そうでないと、そのうちそのうちといえば、10年たつのか20年たつのか、そのうち町長もかわるのか、私もそれだとわからないので。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 2施設、およそ合意に至った施設ということで、まだ協議の継続中ですから、来年いっぱい。あと1年ありますけれども、新年度、いわゆる令和3年度から、それに向けて2施設のみならず、果たしてあと何施設か、できれば全部やりたいという思いはありますけれども、いろいろ協議をして進めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 大体わかりました。また3年も4年もではなくて、協議中ということわかりますけれども、今すぐ答えを出せなくても、来年中あたりまでに、こういう形になりましたという報告を願いたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第70号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

### ○日程第13 議案第71号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第71号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第14 議案第72号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第72号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第73号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第73号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第16 議案第74号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 議案第74号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

1番議員。

○1番(中野正章君) 2ページ、繰入金、一般会計からの繰入金ですけれども、これは前々から議論されていたことと思いますが、一般会計からの繰入金が2億何千万円もあるということで、一般会計の負担になっていると思います。これからの計画はどのようにお考えでしょうか。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(井上 健君) お答えします。

先ほども使用料の改定等で一般会計の繰入金の抑制及び有利な起債等により繰入金の抑制を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 1番。

○1番(中野正章君) 下水道工事というか、布設する計画はまだまだあるわけですか。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(井上 健君) お答えします。

今、事業計画区域内の工事の予定としては、今まだ工事面積があるわけですけれども、ここ10年以内では整備をある程度完了していきたいと思っています。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 1番議員。

○1番（中野正章君） 何といたっても加入率が問題かと思えます。ぜひ加入率を上げるようお願いします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第17 議案第75号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議案第75号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番。

○13番（田島政義君） これは企画のほうにも関係あると思うのですが、農業集落、今聞いたら、あと10年下水道をやっていくと、20億円の金を出すわけですから。前、船団方式から普通のあれに変えたときに、下水道事業そのものを、仮に七病だと浄化設備が200世帯分があるわけです。集落なんかもそうなのですが、私は思いきって、無理して今のあれにつなげないで、福島の下では、中部のときも言ったことがあるのですが、前も言ったことがあるのですが、地域地域で七病みたいな大きいものをつくって、そこからくみ上げて今のあれに持っていくという、そのほうが安くつくという。とんでもないほうにつなげていくと大変なことです。それで船団方式をやめさせたのです。東北町と七戸町をつないだら大変なことです。そういうことで、今無理して坂とかをやるのであったら荒熊内地区でも、やっていないところがあれば、あの地域、それから発展地域の中に浄化装置を置いて、その上を公園にしているのです。坂下は。たまとバキュームカーでくみ上げて、移動脱水車はそのためありますから、それでやるのが割とお金がかからないで済むのかなと思っていますが、課長、その辺どうですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今の農集排ですけれども、公共下水にも共通することで、特に下水道事業については、当初は、非常に有利な事業だと、これをやらないほうが損だという実は認識を持っていましたが、やってみたら繰り出しもあるし、当然つなげるはずが、いわゆる接続率も非常に悪いということで、非常に苦戦している状況と。

ですから、連檐というか、集落、家屋がいっぱいあるところ、これは、当初予定を組んだのはやらざるを得ないということになりますけれども、離れた部分というのはやらないと。そして、今言ったように、例えば小規模の浄化槽なり、あるいはまた、各家庭については合併浄化槽対応が非常に安いということもありますので、必要最小限の工事はやって、これはもうやめると。あとは、合併浄化槽なり、あるいはまた、今おっしゃった小規模のそういったものがあれば有利かもしれません。そういったものを検討して、いわゆる会計の負担というのを少なくするように今後持っていかなければならないというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今の件なのですけれども、当初の計画では、全部1カ所に持っていくつもりで計画した施設なのでしょう。そうすれば、今度それを見直しになれば、当初の計画は無駄な計画だということになりかねないのではないですか。その辺の整合性もあるでしょうけれども。

それから、さっき佐々木議員が話したのですけれども、20リッターで150円になると。これが農集も下水もだけれども、そうなればどれくらい額が違ってくるのか、この繰出金というのは。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（井上 健君） お答えします。

令和2年度では、令和1年度と比べて、現行の予算を上げる段階で、私の試算ですけれども、下水道事業に関しては2,000万円前後、農業集落排水事業に関しては、使用料が200万円前後アップするので、その分が繰入金として減額になると思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第18 議案第76号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第76号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第19 議案第87号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 議案第87号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（（仮称）天間林児童センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号七戸町公の施設における指定管理者の指定について

( (仮称) 天間林児童センター ) は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第 20 議案第 88 号

○議長 (瀬川左一君) 日程第 20 議案第 88 号七戸町公の施設における指定管理者の指定について ( (仮称) 城南児童センター ) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12 番議員。

○12 番 (三上正二君) この前、控室で説明を聞いたのですけれども、今までは、できれば七戸町の中だけの業者に限りたいたってはいまですけれども、なかなか古くて受けられないという形で、初めて指定管理が町外から入ってきたのですけれども、これというのは両方の捉え方があると思うのです。全然地元になじまない人が入ってくる不安さと、それから、ある意味で大きな目で広い視野に立って、採算ベースとかそういう形ができるという、いい面と悪い面の二つがあると思うのですけれども、ただ、少なくとも町外からということ、これからもないから町外なのか、それとも、あっても町外でやってもらって、指定管理でとると思うのですけれども、それをやっていいとなれば、これから町内に限らず、町外から入るといふ形のこと示唆するのでしょうか。

○議長 (瀬川左一君) 社会生活課長。

○社会生活課長 (小山彦逸君) お答え申し上げます。

今回、(仮称)城南児童センターの募集におきましては、やはり私どもも地元からの応募があればいいと思っておりましたけれども、ワーカーズコープとあって、町外から入ったわけですが、やはりワーカーズコープの実績等々を見ると、非常にやれるといたしますか、学童保育にも特化しているということもあります。

ただ、やはり地元の業者の中でやるということがあれば、また申し込みをいただいた中では、その辺も比較しながら、指定管理の選定になっていくだろうと思っております。

○議長 (瀬川左一君) 12 番議員。

○12 番 (三上正二君) ちょっとわかりにくいのですが、簡単に言うと、今初めてのケースで、いいか悪いかわからない。もしくは不安もあるのです。だけれども、いいという形で、ここではなくて、いっぱいやっているのだから、そういう意味では、地元の指定管理を受ける資格のある人たちよりもいいノウハウを持っているかもしれない。もしそういうものをやってみればわかるから、不安もあるけれども、そういうふうになったらいいなとなったときには、次の指定管理というのは、町内だけと限ったときには固定されるわけです。要するにいいノウハウを持ったものが入ってこないわけです。そういう意味で、ことしやってみて、その結果次第だろうけれども、その次の形になるときは、それも指定管理の視野の中に入れるかということですか。わかりますか。

○議長 (瀬川左一君) 町長。

○町長（小又 勉君） 児童館から児童センターに今変えると。これを契機に指定管理に出すという方針のもとに公募いたしました。できれば町内から本当は応募してもらいたかったのですが、かなり検討して、残念ながら断念したということです。したがって、今回やるというからにはやると。一つありましたので、そのかわり期間は3年にすると。今、いわゆる働いている人の雇用は確保してもらおうと。その辺でやってみて、当然その実態、実情というのを見なければなりませんけれども、できればこれからも町内、それを基本に検討していかなければならないと。いわゆる公募によって、選考委員会で選考する段階で、その辺の状況を踏まえて、私自身は、できれば町内から応募して、これからは運営してもらいたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（附田俊仁君） 児童センターの指定管理、先ほどの天間林もそうなのですが、先般、小学校のスポ少の問題が言われてきているわけなのですが、スポ少のあり方として、児童センターが大いにかかわっていかねばいけないというふうに思っていて、結局、学校の先生は小学生の部活動からは手を引きますということも、最近動いていますので。かといって、中学校の活動内容を見ると、どうしても小学校からのつながりが非常に悪い。これを何とか町全体でしていかなければいけないというのがあると思うのです。そのときに、指定管理の条件として、体系づくりというものは考えていますか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） 今お話のありましたスポーツ少年団、それは指定管理の中での項目として入れていくかどうかということの質問でよろしいでしょうか。やはり学童保育ということを考えると、子供たちの預かり保育ということが大前提になるわけですが、やはり全体を見たときには、どうしても必要となってくるようであれば、関係課のほうとまた協議をしながら、入れるとか入れないとかということで判断していきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 教育長に伺いますけれども、前からその問題については、いろいろ公の場でも私的にもお話をさせてもらっているのですが、どうしても教育の中における特力を子供たちに身につけさせる。その特力というのは、何のために自分は生きるのかという哲学的な話に当然なってくるのですが、義務教育の中でやれることは、学習面、学力と体力と、あとはコミュニケーション能力と、大体この三つに絞られるのかなというふうに思っているのです。その中において、体力、コミュニケーション力というのは、学校の教室の中でできるものでもないわけで、スポーツを介してというようなところが非常に子育てとして、自分もやってみて、そこの部分で親がかかわれる最大限のところなのかと。結局親とすれば、指導してくれる体制の方々にどうやって自分の子供たち、信頼を築くことも大切ですし、叱ってもらったときのフォローとか、そういう組織がまずなければでき

ないことだと思っています。

今、現状、どの小学校を見ても、一生懸命やっているところはやっているけれども、やっていないところはやっていない。衰退していつているところもあるし、天間林小学校の内容を聞いたら、何も活動していない子供の率が非常に上がっているということなのです。それが非常に問題だなと思っていて、学校以外のところの子供たちの心の健全育成というのは、まさに義務教育、町の責任だと思っていますので、体系を体系的に組み立てることが非常に必要だと思っていますのですけれども、その部分について、これから検討するでもいいし、経過があればお知らせ願いたいのですが。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

スポ少において子供たちを育成するということについては意見は同じです。ただ、小学校においては、スポ少に入らない子供たちもいることは確かだと思いますけれども、もう一つ、小学校においては、吹奏楽があります。あれは部活動として生きているわけです。小学校においては部活動は必要ないというけれども、吹奏楽だけは小学校に存在しております。

もう一つは、恐らく皆さんが想定しているのは、学校において、今のようなスポーツ少年団とか、そういうことではなくて、学校の先生方がそれにもっと携わっていただきたいという思いは結構あるような気がします。それにおいて子供たちは成長するのではないだろうかというのが多分、附田議員の想定していることだと思います。世の中はいろいろ変わってきますので、今現在、スポ少をこれからやっというとしていこうとしているのが八戸市、それから青森市なのです。そういう意味からすると市部のほうがおくれているのです。いろいろな事情があるかと思いますが。

さて、子供を育てていく、本題に戻りますけれども、子供を育てていく上においては、体力をつけるとか、そういういろいろな、その部分については、学校の中では体力をつける、要するに昼休みに校庭を回ったり、いろいろな意味において体力をつける方策をしていることは確かです。

もう一つは、難しい問題が多分あると思うのですけれども、部活動における運動をやって体力をつける、その中において切磋琢磨というところの部分が、部活動の中で得られるその部分がないのではないのかという指摘だと思います。ですから、それ等については、中学校は部活動はそのまま。それから、スポーツ指導員とかいろいろな体制が出てくるとは思いますけれども、その辺は、指導者の人たちをこれから育てていくことしか私は小学校はないと思います。

では、七戸町でそれを育てていけるのかというと、恐らく最後には人材が引っかかってくるかなと。いろいろなノウハウを得なければなりません。要するにけがとかいろいろなものの知識等を勉強して、それなりの資格を取らなければならないかもしれません。ですから今、附田議員が言っているような、気持ちはわかりますけれども、我々が現在手をつ

けていく部分はつけていきますけれども、全てにおいて網羅、今のところではできないのかなというふうに思っています。努力はします。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） そこで、町長、私も何年間か子供たちの指導にかかわったこともないわけではないのですけれども、その子のよさをいろいろ引き出していく場所場所というのは、選択肢は狭いよりも広いほうが断然いいわけです。勉強が得意な子だけがいるわけではないので、勉強が苦手な子は何で生活、経済、自分の家族を養っていくのだというところの考え方というのは、実は小学校のうちからある程度の目鼻立てつけていってあげないと、高校、大学に行って育つものではないわけです。そのときに、仲間を大事にする意識とか、学校の中だけでは学び切れないものというのは当然あるわけで、その部分をどうやって、町、教育委員会と連携をしてやっていけるかということになってくると、どうしても放課後保育の時間というのがとてもとても有効になってくると思うのです。

子供のライフスタイルがありますので、例えば小学校1年生であれば9時には寝なさいなのです。寝ない子は飯も食えなければうちも出ない。要はライフライフが確立できないということになるので、大人の都合に合わせて教育をする。それは実は教育ではなくて、本当の意味での基本的なところをしっかりと学ばせるからこそ応用ができるのであって、その確立をどうしても小学校の12歳までのところでがっちり教育していきたい。

今、教育長がおっしゃったように、指導者の知識の問題、レベルの問題も当然ありますので、その教育も含めて、児童センターの仕組みの中でどうにか組み立てていけないのかというふうに考えているのですが、どうですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは指定管理の中で、それというのは私はなじまないと思います。子供たちが自然な状態で部活動ができる、あるいはまた、スポーツができる。あるいはまた、スポーツ以外のいろいろ好きなことができるというのは一番理想だけれども、少子化という時代にあって、あるいはまた、親がいろいろ働いているということで、子供の面倒をそうは見られない。だから、かつて部活動をやる人に対しては、体協を通して助成というのもしました。ところがそれをさらに今は超えてきているということですから、スポ少でなければ、やはりそこそこで完結するような子供の数ではないと、町内一つのスポ少になると。しからば、それをどうやって今度やらせるのかということですが、そこは教育委員会と協議をしながら、いわゆる指導者対策、あるいはまた、そこに輸送の体系なり、これは改めて検討をして、できるだけ、ただ目的もなく児童センターで遊んでいる子供がないように、できればないように、好きなものに積極的に行けるような環境づくり、これは教育委員会とスポーツの関係のほうといろいろ協議しながら、もちろん経費はかかるということにはなっていますけれども、やはり未来の宝ですから、それぐらいの投資はして、健全育成、あるいはまた、スポーツの盛んな子供と、そういったものに努めるようにしていきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

15番。

○15番（盛田恵津子君） 児童センターのことについてですけれども、指定管理につきましては、地元の法人が一応手を挙げた。しかしながら、建物が老朽化しているということで辞退したように聞いていましたけれども、別の団体がやることになりました。そのことは別に問題ありませんが、城南の児童館は非常に老朽化が著しくて、いつか建てかえなければならぬ。また、町の長期総合計画の中にも、順次整備するようなことがあったと思いますけれども、この児童センターにつきまして、新しく建てる計画はございますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 確かに町内、そういう児童センターの建てかえと、あそこは児童館でしたけれども、そういう計画はありました。実はどんどん城南小学校も子供の数が減っているということでありました。もう少し状況を見なければならぬ。老朽化しているということで、私は去年の夏、一番暑いときに回って歩きました。そうしたら本当に大変だということで、子供のぐあいが悪くなったらどうしましょうと、エアコンもないしと。自分の車に連れて行って冷やすかと。そういう実態も見てきまして、早急にエアコンをつけました。ですから、今のところはまだまだ大丈夫だろうと思っています。

ですから、本来は町のいわゆる法人が手を挙げてくれればよかったですけれども、とりあえず3年間様子を見ましょうということで、今回こうやって提案をいたしました。さっき三上議員にもおっしゃったとおり、基本は町内でやっていただくと、これが一番理想だと思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第88号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（（仮称）城南児童センター）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第21 議案第89号

○議長（瀬川左一君） 日程第21 議案第89号土地売買契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

1 番議員。

○1 番(中野正章君) 私は、この議案に反対します。

理由は、きのう、新体育館の建設に絡み、岡村議員、私と質問したわけですが、その中で、やはり将来の七戸町の財政を考えたときに、私は、新体育館は建設しないのがベストだと考えます。

よって、新体育館の建設に反対します。それに伴う用地買収に反対します。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番議員。

○7 番(所 清悦君) 私は、本議案に賛成します。

土地の売買ということですので、貸借対照表で言えば、現金が土地にかわるわけです。今3億3,810万円ですが、これは、荒熊内地区開発計画を町がどういうふうに策定していくかによって、将来この地域が投資する価値のある場所になるとなった場合に、今この金額ですが、これが価値が高まり、価格が下がることはないと思はれています。価格がどれぐらい上がるかだと思います。そのときに、町の資産価値としては、トータルで高まることになるので、これについては、一般の経費と違って、使ってなくなるものではなくて、財産として残るわけですから、私はこの議案に対しては賛成です。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかに討論はありませんか。

9 番。

○9 番(附田俊仁君) 私は、この案に賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

我々も確かに1 番議員が危惧していることは、当初は心配しました。それがあつたために特別委員会も立ち上げさせていただいて、さまざま財政シミュレーション、その他建設にかかわるもの、みんなで一つのいいものをつくっていかうという立場に立って、議会そして町側と両輪でいいものをつくっていかう。それがハード的にもソフト的にもいいものなわけで、いろいろ意見があつて当然です。負担がないか、絶対これはあるものであります。ですので、これから縮む社会に向かって我々は、そういう負担があるからやらないということではなくて、その負担をいかにしてプラスに変えていくか、この1 点に尽きる

と思うのです。魅力のある七戸町づくりが、将来に向かって人口減少に歯どめをかけられるのではないかという思いで、賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 起立多数です。

したがいまして、議案第89号土地売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第90号

○議長（瀬川左一君） 日程第22 議案第90号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 報告第25号

○議長（瀬川左一君） 日程第23 報告第25号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度事務事業分）に関する報告についてを議題とい

たします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（山本泰二君） この報告について、1点質問いたします。

報告書の2ページです。意見書の（1）です。特色ある学校づくり推進事業はということで、最後のほうに、財源が乏しいと感じる。学校が効果的に事業を行えるようにするために事業予算をふやしてほしい。こういう意見書がありました。

これに対して回答が、各校の補助金運用方法については、目的と実績の整合性を確認し、適正な運用であるか審査が必要である。各校の予算配分は学級数、生徒数により補助金を公平に分配しており、今後も同様の予算配分で実施する予定であると書いております。

意見書の、ふやしてほしいということに対して、この回答が配分に関する回答になっていると思いますので、この点について質問いたします。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

この特殊ある学校づくり推進事業につきましては、教育評価審議会委員の皆様から、予算規模を増額することができれば、学校がより柔軟に独自の企画によりさまざまな事業ができるのではないかとということで、昨年、平成30年度に御意見をいただきました。

所管課の回答ということで、教育委員会の回答になりますけれども、こちらにつきましては、平成30年度は実際どうであったかということで回答しております。ちょっと文言が抜けているところがあるのですが、平成30年度の予算規模は前年と同額であったため、予算配分につきましては、学級数、生徒数、従前の配分の金額の算定によりまして、平成30年度も同様に実施する予定であるということで回答しております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第25号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度事務事業分）に関する報告についてを終わります。

---

#### ○日程第24 委員会報告書について

○議長（瀬川左一君） 日程第24 委員会報告書についてを議題とします。

本件については、平成30年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致の促進を図るべきである。

一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきである。

一つ、再生可能エネルギー導入後の課題の調査を図るべきである。

一つ、道の駅周辺の開発の調査を図るべきである。この4件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、産業の振興を図るために、高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。

一つ、起業・創業支援を図るべきである。

一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである。

一つ、町営住宅使用料等の未収金徴収強化を図るべきである。

一つ、公共下水道の計画を精査し、効率的に整備すべきである。

一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。

一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきである。この7件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに縄文遺跡群の世界遺産登録（4道県共同）の推進を図るべきである。

一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきである。この2件。

以上13件を町当局に要請すべきであるとするものであります。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定しました。

---

## ○日程第25 閉会中の継続調査申出書について

○議長（瀬川左一君） 日程第25 閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和2年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、令和2年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ○追加日程第1 議案第91号から追加日程第3 議案第93号

○議長(瀬川左一君) 次に、追加案件に入ります。

議案第91号から議案第93号までの3件の追加提案議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいます。まことにありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第91号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布、同年12月14日から施行されることに伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第92号工事請負変更契約の締結については、天間林中中学校屋内運動場大規模改造工事の内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第93号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについては、令和元年12月11日で辞職する七戸町副町長、似鳥和彦氏の後任に高坂信一氏を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

以上、3議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川左一君) これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第91号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第92号工事請負変更契約の締結について（天間林中学校屋内運動場大規模改造工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号工事請負変更契約の締結について（天間林中学校屋内運動場大規模改造工事）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第93号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについて

は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。  
これをもって、令和元年第4回七戸町議会定例会を閉会します。  
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0時23分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和元年12月6日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員